

(公印省略)
令和2年7月17日

保護者様

館林市教育委員会
教育長 小野 定
(学校教育課)

「スタディサプリ」利用に伴うタブレット等購入費補助について（通知）

日頃より、保護者の皆様には本市の教育にご理解・ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、令和2年5月22日付けで通知しました、オンライン学習サービス「スタディサプリ」利用のための通信機器購入費補助につきましては、現在多くの方に申請いただいているところです。

この補助事業では、令和2年9月30日までに購入したものが対象となっていますので、補助金の申請を考えている方は、対象期間内の購入をお願いします。

また申請につきましては、令和2年12月25日までとなりますので、こちらもご注意ください。

なお、下記に補助内容等を改めて記載しますので、ご確認くださいませようお願いします。

記

1 補助の内容

市内の小中学校に通学する小学4年から中学3年までの児童生徒のうち、自宅にインターネット環境がない、または児童生徒が優先的に利用することのできる通信機器がない家庭においてタブレット端末等を購入する場合、その費用の一部を補助します。

2 対象となる機器

パソコンやタブレット等の、独立してインターネットに接続できる機能を有する通信機器

3 補助額

購入額（税込）の1/2（上限10,000円）

※上記1/2した額が上限に満たない場合、千円未満の端数は切り捨て。

4 補助金の申請

館林市公式ホームページに掲載の交付申請書に記入のうえ、購入したことのわかる領収書等の写しを添付して学校教育課へ提出。（申請は子ども1人につき1回限り） ※郵送可

5 補助対象となる購入期限

令和2年5月1日から令和2年9月30日購入分まで（申請は令和2年12月25日まで）

6 その他

不明な点は、学校教育課学事係（TEL. 72-4111・内線 221, 222）までお問い合わせください。